

【必須項目の審査】

- ・「1点」を標準とし、優れたものについては特に加点する。各項目とも3点満点とする。
- ・標準に満たない場合は0点とする。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格とする。
- ・また、失格とならない場合は、その評点は一般項目の評点と併せて、優劣の比較に用いる。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	確認事項
事業計画書の内容が県民の平等な利用を確保することができるものであるか (指定手続条例第3条第1号)	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	施設の設置目的を理解しているか	3	事業計画書1「団体の概要」 事業計画書2「施設の管理運営に対する基本的な考え方等」 事業計画書3「利用者へのサービス向上に対する基本的な考え方と具体的な方策」 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
		県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	3	
		経営理念やコンプライアンス、障害者雇用の取組等、団体の経営モラルは適切か	3	
	平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	事業内容等が一部の県民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか	3	
障害のある人への配慮は適正か	障害のある人への配慮	障害のある人への配慮が適切になされているか	3	
個人情報の取扱は適正か	個人情報保護の取組	個人情報保護のための適切な措置がとられているか	3	事業計画書4「個人情報保護のための具体的な方策」